

たものであること。

ハ 「具体的方法」には、主としてロの方策を実現するための具体的手法の例を示したものであること。

ニ 「参考（関係法規）」には、健康障害防止対策ごとに、それぞれに対応する労働衛生関係法令の概要を示したものであること。

(3) 「その他の対策」には、各製造工程に共通する事項について有害因子別に作業環境改善の具体的手法の例を示したものであること。

(4) 「用語の説明」は鋳物製品製造業において用いられる現場用語等を説明したものであること。

3. 非鉄合金鋳物を製造する工程においては、ベリウム、カドミウム、鉛等の特殊な金属も用いられることもあるが、環境改善対策としては一般の金属と共通する部分が多く、また多岐にわたるので、個別には触れていないこと。これらの物質に係る健康障害防止対策については、特定化学物質等障害予防規則及び鉛中毒予防規則によるとともに、併せて本手法を参考とすること。

目 次

1. 製造工程の概略

2. 製造工程別対策

- (1) 原材料の搬入・貯蔵工程（粉じん）
- (2) 砂処理工程（砂の再生工程を含む。）（粉じん）
- (3) 混練工程（粉じん、騒音）
- (4) 造型工程（粉じん、騒音、有害ガス、有機溶剤）
- (5) 溶解工程（粉じん、騒音、暑熱、有害光線）
- (6) 鋳込み工程（粉じん、騒音、有害ガス、有害光線）
- (7) 型ばらし工程（粉じん、騒音）
- (8) 仕上げ工程（粉じん、騒音）

3. その他の対策

4. 用語の説明